

甲府法人会たより



鯉のぼり（北杜市高根町長沢）

「広報委員撮影」

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成29年4月

第134号

題字 芦澤会長

主な内容

巻頭役員寄稿

法律相談Q&A

税務相談Q&A

法人会
**消費税期限内納付
推進運動**

第13回 法人会全国女性フォーラム(山梨大会)

開催日：平成30年4月12日(木) 開催会場：アイメッセ山梨

巻頭役員寄稿

公共の担い手



公益社団法人甲府法人会

副会長

高野 孫左エ門

「新しい公共」という言葉に出会ったのは今から5年ほど前のことでした。

当初はその意味するところが全くと言っていいほど理解できず、いしましたが、日常業務の中にあつて、このことの意味を実感する事象に出会ったので紹介させていただきます。

私が経営に責任を持つ吉字屋グループ（株）吉字屋本店、山梨トヨペット（株）では、法人として、また、役員一人ひとりが、地域社会が必要とする、役に立つ存在となれるよう、日々研鑽に努めています。

昨年、全国のトヨタ販売店が、それぞれ基盤とする地域社会で「社会貢献」を果たすために、参考となる好事例を積み重ね、その活動を

広めるための研究会が立ち上げられました。吉字屋の日常の取り組みが目に触れたらしく、その研究会の一員に選ばれ、活動に参画させていただいています。

この研究会での活動は、企業の社会的責任（CSR）がより強く求められている今、法人市民に期待される役割が変貌してきていることを実感する場として、大きな刺激をいただくことができます。

自らの利を求めている活動だけではなく、地域社会の豊かさを実現する側面があつてこそ、法人の活動は持続可能となるもの、との考え方に自信をもつことができました。

さて、私たちが生活をし、仕事を行う社会にあつて進行する、少子高齢化、人口減少という環境変化は、

特に地方都市にとり、その存続と活力を維持・成長させるうえで大きな課題として立ちあがっているものと認識しています。

高度経済成長を実現した20世紀、社会が必要とする「こと」や「仕組み（もの）」を総称する「公共」は、中央や地方の行政が、それを提供する役割を担ってきました。人々は、社会への参加費（税金等）を払って、いけば、それなりの「公共」サービスを受けることができる環境下にあったと言えるのではないのでしょうか。

ところが、21世紀に入ると我が国の人口はピークアウトし、また、人口や経済活動にあつては「大都市一局集中」といわれる現象が起り、地方都市は、それぞれ持続可能性を維持実現するために様々な取り組みを迫られる状況におかれています。

20世紀に「公共」を支えた中央や地方の行政は、税収や公務員数の減少にともない、従前のような役割を担うことが難しい状況におかれています。

そこで、公共サービスを市民自身や法人市民が主体となつて提供する仕組みを発展させるべく誕生した概念が「新しい公共」だとされています。

従前から公益法人（社会福祉法人・学校法人・医療法人・NPO）は存在していましたが、それらは2008年法改正がなされ、公益法人認定法により新たに公益性の認定を受けることとなりました。

このような経過を経て誕生したのが「公益社団法人甲府法人会」ということになります。

もちろん、法の認定は受けぬものの、経済活動に携わる法人は法人市民として公益の担い手としての意識と行動が求められています。それぞれの環境により、その対応は多様なものとなります。

甲府法人会が展開する多くの活動は「地方創成」が問われる今、地域社会の活力を生み出す原動力としての期待に応えるものと言えるのではないのでしょうか。また、山梨県法人会連合会が山梨県から事業の運営を受託している婚活支援事業「やまなし出会いサポートセンター」は、徐々に成果が生まれており、この取り組みは、地域社会にアピルべき事業に育つてきています。法人会活動に関わるメリットは、地域の支え手の一員となれることにあるのかもしれない。

（株式会社吉字屋本店 代表取締役社長）

新春講演会と 新年賀詞交歓会を開催

一月十七日、甲府富士屋ホテルにおいて、山梨県法人会連合会主催の新春講演会が開催され、当会からも二百八十名の会員の皆様に参加しました。NHK大相撲解説者の舞の海秀平氏が「夢は必ずかなう」と題して講演され、ご自身の現役時代のエピソードなどをユーモアに語られ、大変有意義な講演会となりました。

講演会終了後には新年賀詞交歓会を開催し、後藤山梨県知事をはじめ、税務当局、管内の市長、経済団体など多数の来賓のご臨席をいただきました。参加者の皆様は情報交換や交流を深めながら法人会や会員企業の発展を誓い合いました。



舞の海秀平氏

平成二十八年度の 「源泉部会講習会」を閉講

三十九名に修了証書を授与

平成二十八年度の「源泉部会講習会」は六月にスタートし、一月二十四日と二十六日の最終講義をもって全六回の日程が終了しました。初級講座・上級講座ともに六回全てに出席した参加者の皆様に修了証書と記念品を贈呈しました。

なお、平成二十八年度と同講習会は六月にスタートする予定です。多くの方々に受講していただけますようお申込みをお待ちしております。



修了証書と記念品を贈呈する
内田源泉部会副部長(左)



修了証書と記念品を贈呈する
奥水源泉部会世話人(右)

「法人会全国女性フォーラム(鹿児島大会)」 にて次回山梨大会をPR

第十二回法人会全国女性フォーラム(鹿児島大会)が四月七日、鹿児島県鹿児島市の城山観光ホテルにおいて、全国の女性部会員約千八百名の参加のもと開催されました。

同フォーラムは来年、山梨県において山梨県法人会連合会・同女性部会連絡協議会主管のもとに開催されることから、当会をはじめ山梨県内の法人会女性部会等から約六十名が参加し、次回開催地県連としてのPRを行いました。

式典では神宮司山梨県連女連協会長の挨拶に続き、山梨県の魅力



次回開催地のPR

を映像にてPRし、山梨県からの参加者全員で横断幕やのぼり旗を掲げ、全国からの参加者に「来年は山梨でお待ちしております。」と声をかけました。

また、式典・講演会の後に行われた懇親会では、参加者全員に「風林火山」の軍配をデザインしたうちわを配り、ステージで「武田節」と「甲州よっちゃばれ踊り」を披露し、会場を大いに盛り上げました。

「法人会全国女性フォーラム(山梨大会)」は平成三十年四月十二日、アイメッセ山梨において開催されます。当会女性部会は講演会と式典を担当する役割となっており、今年度は本格的な準備に入ります。



懇親会で披露した「武田節」と「甲州よっちゃばれ踊り」では会場が一体となりました。

法律相談

遺産分割未了の間の遺産の使用



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q

TはT所有の土地建物において長男Aと同居生活をし、家業を営んできた。Tは既に引退し、Aが家業の中心であった。Tは平成27年4月25日死亡し、その相続人は長男Aのほかの子供B、C、Dの4名である。長男AはTが死亡した後もこの土地建物に居住し続けた。A、B、C、Dの各相続分はそれぞれ4分の1である。遺産分割協議は成立していない。

問1

Aはその持分が4分の1にすぎないのに居住することができるか。

問2

Aが居住することができるとした場合、それはいつまでか。

問3

Aはその間居住利益があるがそれは不当利得となり、B、C、Dにその利益相当分を支払わなければならないか。

A

1. 相続が開始すると遺産は遺産分割でその帰属が確定するまで、遺産は相続

人の相続分による共有の状態になります。民法252条は「共有物の管理に関する事項は各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。」と規定しています。したがって、この土地建物を誰が使用するかは、相続人の持分の過半数で決めることになります。そうすると、B、C、Dが、例えば、使用する者をBと定めるとAはこの土地建物に居住することができなくなりそうです。

ところが、「共同相続に基づく共有者の1人であって、その持分の価格が共有物の価格の過半数に満たない者は、他の共有者の協議を経ないで当然に共有物を単独で占有する権原を有するものではないが、他方、他のすべての相続人らがその共有持分を合計すると、その共有物の価格の過半数を超えるからといって、共有物を現に占有する共有持分権者の1人に対し、当然にその明け渡しを請求するこ

とができるものではない。なぜなら、このような場合、単独で占有している者は自己の持分によって、共有物を使用収益する権限を有し、これに基づいて共有物を使用するものと認められるからである。」とするのが判例です。この判例の「なぜなら……からである」というところがすこしわかりにくくとされています。自己の持分を超えて占有する理由としては明確ではないと考えられるからです。

2.

仮に前記1のとおりB、C、DはAに明け渡しを請求できないとしても、自己の持分を超えて単独占有しているAは不当利得をしておりその利得分をB、C、Dに支払わなければならないのではないかという問題があります。これについて従来の判例の考え方は明け渡しは求められないがこの不当利得は発生するというものでした。また、Aが単独占有できる期間はいつまでかという問題も残っていました。

3. この問題について、司法研修

所編・遺産分割事件の処理をめぐる諸問題という文献では、「相続人の1人が被相続人生前から被相続人と同居しており、相続開始後も遺産である不動産に居住している場合、明け渡しを求める相続人が過半数をもって、当該不動産の占有管理をする者に明け渡しを求める決議をもって、明け渡しを求めるたとしても、そのことのみによっては、明け渡しを求めることはできない。その理由は、相続人が被相続人の許諾を得て同居を開始した場合、その許諾には、默示的に被相続人が死亡したときはその時から使用貸借契約が始まるという契約が締結されており、その使用貸借契約の期間は遺産分割終了までと解するのが合理的であり、契約で定められた時期まで、原則として返還を求めることはできないと考えるからである。占有する相続人が、占有している部分は全体を占有する権原があれば、例えば全体について使用貸借契約がある場合には不当利得は成立しない。」

と記述されていました。

4. 最高裁は本件の設例と同様の

事案で、平成8年12月17日上記の考え方に沿い「共同相続人の1人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは、特段の事情のない限り、被相続人と同居の相続人との間において、この建物について、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立していたものと推認される。」と初めて判示しました。この判決をもって設例の問1、問2、問3の疑問は一挙に解決されることになりました。

5. 遺産分割未了の遺産である家

屋の法律関係について、極めて重要な判例ですので紹介し参考に供することにしました。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの
手続がインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、
1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注)法定申告期限から5年間、税務署
から書類の提出又は提示を求め
られることがあります。

電子申告で
効率UP!



【所得税など個人の確定申告書を作成される方へ】

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等の
パソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の
提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。

※メンテナンス時間
を除きます。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

税務相談

平成29年度税制改正のポイント

(設備投資関係)



東京地方税理士会甲府支部

税理士 小林 正幸



平成29年度税制改正で整備された中小企業向け優遇税制について教えてください。



従来の生産性向上設備投資促進税制に代わり、中小企業経営強化税制が創設されました。中小企業が行う設備投資について従来よりも幅広く優遇税制の適用が受けられる一方、設備取得時に必要な手続きが増えたケースもあります。既存の中小企業向け税制と併せて概要を確認します。

平成29年度税制改正により、経営力向上のための計画的・戦略的な設備投資を行った中小企業について、税制面からの経営強化支援を目的とした優遇税制が整備されました。今回の改正は①優遇を受けられる対象設備が増えたこと②計画的・戦略的な設備投資を重点的に優遇すること

の2点が特徴です。既存の制度とあわせ、設備投資に係る中小企業向け優遇税制には大きく3つの柱があります。順にみていきましょう。

①生産性向上のための固定資産税の特例

中小企業者が、認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した機械装置等について、固定資産税(償却資産税)が最初の3年間2分の1減免となる制度です。従来は単品160万円以上の機械装置のみが対象でしたが、改正により一定の測定工具・検査工具・器具備品(それぞれ単品30万円以上)、建物付属設備(単品60万円以上)が対象に追加されました。赤字法人でも適用を受けられるため幅

広く活用されることが見込まれますが、適用を受けるためには工業会等の証明書発行や経営力向上計画の認定が必要です。こうした手続きに、通常1〜2か月程度かかるといわれています。認定経営革新等支援機関(商工会議所や商工会、金融機関、税理士等)のサポートを受けることをお勧めします。

②中小企業経営強化税制

昨年度末で期限切れとなった生産性向上設備投資促進税制を改組して新たに設けられた制度です。青色申告書を提出する中小企業者等で経営力向上計画の認定を受けたものが、その計画に基づき生産性向上や収益力強化が見込める設備投資をした場合に特別償却(即時償却)または税額控除(7%又は10%、ただし当期法人税額の20%が上限)を受けられます。改正により一定の測定工具・検査工具・器具備品(医療機器を除く)で単品30万円以上のものと建物付属設備(単品60万円以上)が対象設備に追加されました。なお、こちらも適用を受けるためには工業会等の証明書取得又は経済産業局の確認と、経営力向上計画の認定が必要となります。

③中小企業投資促進税制と商業・サービス業活性化税制

中小企業投資促進税制は中小企業

者等が一定の機械装置やソフトウェア等を取得した場合に、また商業・サービス業活性化税制は卸・小売・サービス業又は農林水産業を営む中小企業者等(青色申告書を提出する者に限る)が認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて一定の器具備品又は建物付属設備を取得した場合に、それぞれ30%特別償却又は7%の税額控除(税額控除の適用は特定中小企業者等に限り)が受けられる制度です。いずれも改正により平成31年3月末日まで期限が延長されました。また中小企業経営強化税制の創設に伴い、中小企業投資促進税制の対象から器具備品が除外されています。

〈まとめ〉

日本経済再生には中小企業の経営力強化が不可欠で、そのためには経営計画に基づく計画的・戦略的な設備投資が重要だというのが今回の税制改正のメッセージです。経営力向上計画を作成し認定を受けると、税制面での優遇だけでなく、資金調達時の金利優遇措置や各種補助金等における優先採択が実施されることになっていきます。経営力向上計画についての詳細は、中小企業庁のホームページ等でご確認ください。



『聴くこと』で始まる

ほどよい人間関係



産業カウンセラー

柏木 勇一



苦手なあの先輩と一緒に
なった、どうしよう

これは中堅機械メーカーに勤める20代後半のSさんが相談してきた時の最初の言葉です。専門学校を卒業して入社8年。専門は設計です。パソコンのスキルも高く、順調に伸びてきた、と自ら成長を語ってくれました。多分、会社にとっても貴重な戦力として期待されていると直観しました。そのSさんでも職場の人間関係の悩みを何度も味わってきました。会社という組織の中で、上司や先輩、さらには後輩との関係で、嫌悪感や怒り、合わないという感覚は、ほとんどの人が経験しているはずです。

Sさんは、力量を認められて新規工作機械開発のプロジェクトチームの一員になりました。ところがその

チームで、以前から折り合いが悪いと思っていた二年上の先輩社員と一緒にになりました。

苦手な相手とどう付き合っていくか、これは働く人の永遠の課題かもしれません。いろいろな対処の仕方があります。Sさんにはある対処法を実践してみるように勧めました。それは「相手の話を真剣に聴く」という方法です。ふだん人は相手の話を半分ぐらいしか聞いていないと言われています。ここから一歩踏み出してほしかったのです。

相手の気持ちをくみ取って、
まず聴くこと

お気づきと思いますが、「聴く」と「聞く」の二つの用語を使っています。大事なのは「聴く」です。耳だけではなく目も合わせて相手の心を聴くのです。聴き終わってからが大

事です。相手がどんな気持ちで話をしたのか推測して、それを言葉に出すのです。

Sさんの場合では、例えば先輩が新規開発プランを前の晩ほとんど寝ないで考えた、と語った時は「先輩ですごくですね」と返すように伝えました。少し照れるかもしれませんが、まず実行することです。次に大事なことで、いきなり反対意見や疑問で返さないことを心がけるように話しました。先輩と考えが違った時、すぐに自分の案を出すのではなく「そのプランにとっても興味があります」と話せば、先輩との関係は悪化しません。

苦手な相手との関係を良くしたいなら、まずその相手の話をじっくり聴くこと。それが相手に寄り添い、相手を受け入れることにつながり、このような聴き方を繰り返すことで、お互いの接し方も徐々に穏やかになります。苦手と感じていたのは自分の思い込みだったと気づけばOK。様々なストレスに上手に対処できる自分になるはずです。

嫌な感情は、自分の思い込み、自分のこだわりから作られている

嫌な人だなと思っても、聴くこと

で関係性が変わること。その理由は嫌だという感情が自分の思い込みから作られている場合が多いからです。適切でない思い込みは「こうでなければいけない」「こうすべきだ」という考えが強い人にみられます。相手に対して自分の思い込みで否定的な発言をする前に、まずその人の考えを聴き出してみること。そのほんのちよつとの余裕があればいいのです。

先輩に対するSさんの態度はどうなったでしょう。「確かに先輩を褒めるような言葉を出すことにはためらいがありました。高校時代を思い出しました。あまり仲が良くない友人が部活で頑張っていた時に、そこまでするなんてすごいな、と話したら、彼は笑ってありがとうと返してきました。それだけで親友になり、どんな努力をしているのか、どんな聴いている自分がいました。ええ、職場でも、その後先輩と自然に会話ができてプロジェクトも順調です」と話してくれたのです。

筆者紹介

柏木 勇一（かしわぎ・ゆういち）
1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

甲府法人会から
のお知らせ

自主点検チェックシートを**活用**してみませんか？

甲府法人会では、企業の内部統制面の強化や経理面の質を向上させるため、「自主点検チェックシート」・「自主点検ガイドブック」の活用を推進しています。

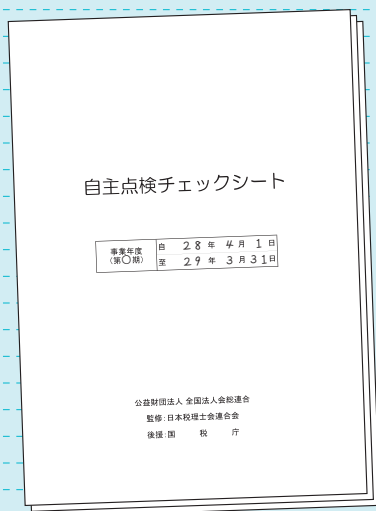
この「自主点検チェックシート・ガイドブック」によって経営者自らの自主点検をすることで、税務リスクの軽減に役立つことと思います。

企業経営の一助となると考えますので、まずご一読いただきたいと思います。

「自主点検チェックシート」・「自主点検ガイドブック」は当会のホームページからダウンロードできます。83のチェック項目のほかに、45のチェック項目の（入門編）があります。

[URL] <http://www.kofu-hojinkai.jp>

【利用の一例】

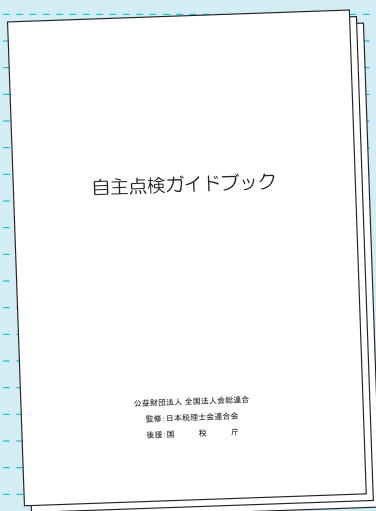


○ 点検項目チェック表

		I 社内体制			
科目等	点検項目	点検欄			
		6/30	9/30	/	/
文書管理	8 注文書、納品書、請求書などの書類は一定の基準の下に整理し、保存されていますか。	×	○		

① 段ボールや書類ケースに入れただけで整理していないなあ。

③ 書類ごと、日付ごとに整理しただけでも、帳簿の作成が簡単・正確になった！



○点検項目チェック表（ガイドブック）

点検項目	具体的な点検内容	解説
I. 社内体制－文書管理		
8	注文書、納品書、請求書などの書類は一定の基準の下に整理し、保存されていますか。	後日、確認しやすいよう整理されていますか。 経理水準が向上します。 経理の事務効率が向上します。

② 点検内容、解説から日頃の業務の見直し、改善点が判ります。



税務署からのお知らせ

国税庁経験者採用試験(国税調査官級)のお知らせ

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局(国税事務所)管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

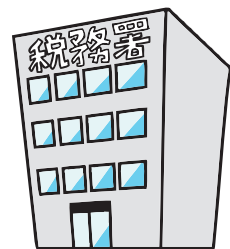
興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◆ 試験概要 平成29年度の試験概要については、平成29年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◆ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係(TEL 03-3542-2111 内線2163)

【参考：平成28年度の実施状況】

- ◆ 最終合格者数(全国)：223名
- ◆ 受験資格 平成28年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◆ 試験日程
 - (1) 受験申込受付期間 8月中旬
 - (2) 試験実施期間 9月から12月
 - (3) 最終合格発表 12月下旬
- ◆ 求める人材
 - (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
 - (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
 - (3) 大学卒業後、民間企業、官公庁等において正社員・正職員として従事した職務経験が平成28年7月1日現在で通算8年以上となる者であって、これらの職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有するもの
 - (4) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
 - (5) 特に次の職務経験等を有する者
 - ① 法人等の財務、経理又は税務に関する事務
 - ② 金融機関等における貸付け又は資金運用等に関する職務
 - ③ 税理士・公認会計士等の業務の補助の職務
 - ④ 官公署における国税又は地方税に関する事務
 - ⑤ ITパスポートや英語検定1級など、電子商取引や国際取引の税務調査において有用な資格等
 - ⑥ 法人等における営業等、対人折衝を必要とする職務



加算税制度（国税通則法）の改正のあらまし

平成 28 年度の税制改正により、国税通則法の一部が改正され、その中で加算税制度の見直しが行われました。

- 1 実地の調査に際し、税務署等から納税者に対して、調査に関する一定の事項の通知（以下「調査通知」といいます。）があった場合に、その調査通知以後の修正申告書又は期限後申告書の提出（以下「修正申告等」といいます。）に対して、加算税が課される措置が設けられました。
- 2 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に加算税の割合が加重される措置が設けられました。

なお、改正後の制度は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限又は法定納期限（法定申告期限又は法定納期限とみなされる期限を含みます。）（以下「法定申告期限等」といいます。）が到来する国税から適用されます。

1. 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し

修正申告書（期限後申告に係るものを除きます。）が、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 5 %（期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分は 10 %）の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされました。

また、期限後申告書（その修正申告書を含みます。）についても、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 10 %（50 万円を超える部分は 15 %）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされました。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

修正申告等の時期	過少申告加算税		無申告加算税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
法定申告期限等の翌日から調査通知前まで	対象外	同左	5 %	同左
調査通知以後から調査による更正等予知前まで	対象外	5 % 〔10 %〕	5 %	10 % 〔15 %〕
調査による更正等予知以後	10 % 〔15 %〕	同左	15 % 〔20 %〕	同左

（注） 1 〔 〕 書きは、加重される部分（過少申告加算税：期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分、無申告加算税：50 万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。

2 更正等を予知してされたものである場合には、調査通知の有無にかかわらず、加算税（調査による更正等予知以後の加算税割合）が賦課されます。

- 「調査通知」とは、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の 3 項目の通知をいいます。
- 調査通知前、かつ、更正等予知前の修正申告等については、今回の見直し後においても引き続き、過少申告加算税は課されません（無申告加算税が課される場合の加算税割合は 5 % です。）。

税務署からのお知らせ

2. 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入

期限後申告等（注）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（調査による更正又は決定の予知後に課されたものに限り、）又は重加算税を課された（徴収された）ことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する（徴収する）無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

（注） 期限後申告等とは、①期限後申告書又は修正申告書の提出（更正又は決定を予知してされたものに限り、）、②更正又は決定の処分、③納税の告知又は告知を受けることなくされた納付をいいます。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

加算税の区分	期限後申告等があった日前5年以内に同じ税目に対して無申告加算税又は重加算税を課された（徴収された）ことの有無	
	無	有
無申告加算税	15% 〔20%〕	25% 〔30%〕
重加算税 （過少申告加算税に代えて課されるもの又は不納付加算税に代えて徴収されるもの）	35%	45%
重加算税 （無申告加算税に代えて課されるもの）	40%	50%

（注）〔 〕書きは、加重される部分（50万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。

- この加重措置は、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、期限後申告等があった場合に適用されます。そのため、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課される加算税には、この加重措置の適用はありません。
- 期限後申告等のあった日が加重措置適用の判定における基準日となるため、基準日から遡って5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがあるか否かの判定においては、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課された加算税を含めて判定されます。
- 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、今回の新たな加重措置の適用はありません。

- 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp)

www.nta.go.jp

国税庁

検索

- ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。



国税庁・国税局・税務署
平成28年12月

山梨県からののお知らせ

5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）に対して課税される県税です。5月上旬頃にお手元に届く納税通知書により、5月31日（水）までに納めてください。

また、自動車税は金融機関のほか、全国のコンビニエンスストアでも納付できます。

● **納期限** 平成29年5月31日（水）



● **納付できるところ**

- ・金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、郵便局など）
- ・コンビニエンスストア（セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、サークルKなど）
- ・MMK設置店（オギノ、ドラッグセイムス、ノジマ、ヤマザキYショップなど）
- ・県税事務所
- ・山梨県自動車税センター

※納付可能なコンビニチェーンの一覧は、納税通知書でご確認ください。

● **自動車税のグリーン化について**

燃費性能に優れ、かつ、排出ガスがわずかな環境負荷の小さい自動車は、自動車税が1年間軽減されます。逆に、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率を重くする特例措置が行われます。

● **軽課の対象となる自動車**

新車新規登録年度	要 件		軽減率
	排出ガス基準	燃費基準	
平成28年度 (平成28年4月1日 ～平成29年3月31日)	・電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減） ・クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合の乗用車）		概ね 75%
	平成17年 排ガス規制 75%低減	平成32年度燃費基準+10%達成車 平成27年度燃費基準+20%達成車	概ね 50%

● **重課の対象となる自動車**

対 象 車 種	上乗せ率
平成16年3月31日以前に新車新規登録したガソリン車・LPG車	概ね 15%
平成18年3月31日以前に新車新規登録したディーゼル車	
上記のうち、バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）	概ね 10%

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は対象外

● **お問い合わせ先**

山梨県自動車税センター TEL：055－262－4662（代）

山梨県からのお知らせ

法人二税の電子申告を受け付けています

山梨県では、地方税電子申告システム（eLTAX:エルタックス）を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告を受け付けています。

→ eLTAXの特徴

- 自宅や事務所からインターネットを利用した申告が可能
- 1回の操作で複数の都道府県への申告が可能
- 市販のeLTAX対応ソフトで、申告書が簡単に作成可能

※ 詳細についてはエルタックスホームページをご覧ください。 <http://www.eltax.jp/>



● お問い合わせ先

- ・ eLTAXサポートデスク……………TEL 0570 - 081459（全国一律市内通話料金）
- ・ IP電話やPHSなどをご利用の場合…TEL 03 - 5500 - 7010（通常通話料金）
- ・ 県税務課……………TEL 055 - 223 - 1387

個人住民税の特別徴収を完全実施しています

山梨県では、平成27年度から県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収を完全実施しております。

● 特別徴収の対象となる給与所得者

給与所得者が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、前年中の給与所得に係る税額を特別徴収の方法によって納めていただきます。アルバイト・パート等の従業員であっても、この要件に当てはまる場合は特別徴収の対象となります。事業主や従業員の意思で、特別徴収するかどうかを選択することはできません。

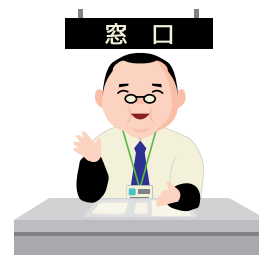
ただし、「毎月の給与が少なく税額が引けない」「給与の支払時期が不定期」など、特別徴収が著しく困難な理由がある場合に限り、給与支払報告書の提出時に「普通徴収への切替理由書」を添付するとともに、個人別明細書の適用欄に切替理由書の項目ア～カを記入することにより普通徴収による方法が認められます。（eLTAX又は光ディスク等で提出される場合は「普通徴収への切替理由書」の添付を省略可）

● 納期の特例

従業員が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を2回にまとめて納付することもできます。

● お問い合わせ先

- ・ 各市町村の税務担当窓口
- ・ 県市町村課……………TEL 055 - 223 - 1426
- ・ 県税務課……………TEL 055 - 223 - 1386
- ・ 県総合県税事務所……………TEL 055 - 261 - 9111



よつびし総研創立10周年を

迎えるにあたって



四菱まちづくり総合研究室

代表 杉田 竜也



皆様初めまして。この度「よつびし総研」の9代目お屋形（代表）に就任しました杉田竜也と申します。『法人会たより』初登場の私が今回は「よつびし総研」に入った理由と、これからの展望について触れていきたいと思っています。

私が「よつびし総研」と最初に出会ったのは高校3年生の秋でした。大学受験を控え、志望校で最後まで揺れていた時、担任の先生が一枚のチラシを私に渡しました。それは「よつびし総研」主催の「くいだおれコーフ・フットパスツアー」でした。特にやりたいことも見つかったいかなかった私は試しに参加することにしました。

当日参加してみると、私の知らない甲府のまちが私を待っていました。オシャレなカフェ、歴史ある建物、そしてあたたかい人。こんなにも魅力に溢れている甲府を私は

なぜ知らなかったのだろうと思いました。そして、それは甲府を知ろうとしなかっただけだということに気づきました。そんな思いから「甲府をもっと知りたい」と考えるようになり、「よつびし総研」に入りたいと思い山梨県立大学への進学を決めました。

その後、無事山梨県立大学に入學した私は、迷わず「よつびし総研」に入りました。1年生の間は右も左も分からない状態で、先輩たちに迷惑をかけながら活動してきました。甲府中心街の現状は想像しているよりも悲惨で、イベントなどを実施する際には頭を悩ませました。試行錯誤をするうちに、東京などの都市圏とは人口規模が違いため、「人の足を止めるイベント」ではなく「人を集めるイベント」をしなければいけないことに気づきました。しかし理論的にわかっていても、何もしな

ければ机上の空論です。

私はまちづくりは他人任せにしてはならず、そのまちに住む市民一人一人が関わるべきものではないかと考えます。逆に行政などが主導で行うまちづくりは、市民のモチベーションを下げてしまい、とても良い企画だと思われるものが失敗に終わることがよくあると聞いています。そのため、市民が自発的に行動を起こし、甲府に新しい風を吹かせることが重要ではないかと思っています。

私はその新しい風を吹かすことができるのは若い年代、特に高校生と大学生だと考えます。甲府市は人口が年々減少しており、若年層の市外、県外への流出が多く見られます。甲府市中心街が元気になるためには、まず若い世代が「自分たちの、自分たちによる、自分たちのための」まちづくりに携わっていく必要があると考えます。

現在、実際にまちを元気にするために様々な活動を行なっている学生が増えているようですが、その多くは「社会のために」頑張っているに耳にします。

私はそのような人々を非常に尊敬していますが、「社会のために」ではなく、「自分のために」活動しているという意識を持つても良いのではないかと考えます。一人一人

が自分のためにまちづくりをすることができたら、それはとても面白い街になるのではないのでしょうか。多様なベクトルを持った人たちが集まり、各々が独自に活動をし、連携したりすることにより、まちが元気になって行くのではないのでしょうか。

残念ながら甲府は松本や長浜のように古い街並みがそのまま残っているわけではありませんし、原宿や下北沢のようにおしゃれなお店が多いわけでもありません。そこで「〇〇通りは若者向けの街」「〇〇通りは飲食店街」などのように甲府の中心街をゾーニングすることで同じ甲府でも様々な顔が生まれ、飽きないまちを構築してはどうでしょうか。

甲府というまちを考え続けて「よつびし総研」は今年4月で10周年を迎えます。大きな節目を迎えたわけですが、まだまだ課題は山積みです。社会を知らない若者だからこそ、大人が考えつかないアイデアや果敢に挑戦をすることができないのではないかと思います。「よつびし総研」のスタッフはこれからもまちづくりに真剣かつ楽しく取り組んでいきます。今後とも御指導、御支援のほどよろしくお願いいたします。

（山梨県立大二年）

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じた中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

消費税期限内納付

推進運動

実施中!

法人会

消費税の期限内
納付を忘れずに。

新入会員紹介 ご入会ありがとうございます。

(平成29年1月～4月)

(順不同・敬称略)

正会員 法人名	所在地	支部名
橋本工業 合同会社	甲府市羽黒町	千塚・羽黒・千代田支部
山梨高宝 株式会社	中央市中樞	国母工業団地支部
株式会社 れんじゃく	甲府市中央	相生支部
有限会社 佐野産業	甲府市伊勢	伊勢支部
公益財団法人 山梨県馬事振興センター	北杜市小淵沢町	小淵沢支部
有限会社 香雅	甲府市富竹	貢川支部
上野電子 株式会社	韮崎市水神	韮崎支部

賛助会員 事業所名	所在地	支部名
石原理恵	甲府市湯村	千塚・羽黒・千代田支部
もんでくじゃん 甲府西店	甲府市徳行	貢川支部
NSA工業	中巨摩郡昭和町西条新田	昭和支部

研修会予定

●新設法人説明会

五月十六日 甲府法人会館
六月二十三日 甲府法人会館

●決算法人説明会

五月十八日 甲府市総合市民会館
六月七日 甲府市総合市民会館

●源泉部会講習会

(第一回) 六月二十二日 アピオ甲府
六月二十七日 東京エレクトロニクスホール

【内容】初級講座「平成二十九年年度税制改正点」
「源泉所得税の概要」

上級講座「平成二十九年年度税制改正点」
「印紙税法の概要」

(第二回) 八月二十一日 アピオ甲府
八月二十二日 東京エレクトロニクスホール

【内容】初級講座「給与の源泉徴収税額の計算」
「賞与の源泉徴収税額の計算」

上級講座「特殊な給与・
現物給与の取り扱い」

●山梨県法人会連合会主催のセミナー

(第一回) 七月四日 甲府法人会館

(主な対象) 新人・若手社員

【内容】接遇向上研修

・接遇マナーの必要性と基本
・差別化に必要な人的サービス
・ホスピタリティの重要性

・第一印象の重要性

・お客さまの満足度を高める具体的なスキル
・グループディスカッション(異業種交流)

平成29年度会費納入のお知らせ

平成29年度(平成29年4月～平成30年3月)の会費を、下記のとおりご指定口座から引き落とし、またはお振り込みにて納入をお願いいたします。

●口座振替をご利用の会員様

引落日

平成29年6月20日(火)

●お振り込みにて納入される会員様

7月初旬に振込用紙をお送りいたしますので、

8月31日(木)までにお振り込みください。

※年会費の納入についてのご照会につきましては、甲府法人会事務局へお問い合わせください。
また、新たに口座振替をご希望される場合や、ご指定口座を変更される場合もご連絡ください。

連絡先：甲府法人会事務局

電話055-237-7774

発行所 公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 長坂 茂
甲府市中央四丁目十二番二十一号
TEL 〇五五-二三七-七七七四
印刷所 株式会社 峽南堂印刷所
発行日 平成二十九年四月二十七日

企業の税務コンプライアンス 向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3 月 31 日点検分)

点検担当者： 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点 検 項 目	点 検 欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	☐	☐		
	13 現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払い、その理由が明らかにされていますか。	☐	☐		
	14 預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	☐	☐		
	15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	☐	☐		
売掛金 未収金	16 補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	☐	☐		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	☐	☐		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	☐	☒		
	19 入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	☐	☐		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 甲府法人会

電話番号 055-237-7774

URL <http://www.kofu-hojinkai.jp>